

外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループの開催について

平成 27 年 11 月 10 日
東京 2020 に向けたアスリート・観客
の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議議長決定
平成 28 年 6 月 8 日 一部改正
平成 29 年 6 月 12 日 一部改正

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は7月から9月の暑さが厳しい期間に開催される。特に、世界各国から我が国の夏の暑さに慣れていない多くの外国人等が訪れることが見込まれる。

このため、熱中症の説明や予防法など外国人等に対して発信すべき情報の内容と提供手段のあり方について検討を行うため、外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局参事官
構成員	消防庁消防・救急課長 外務省大臣官房人物交流室長 厚生労働省健康局健康課長 観光庁参事官 気象庁総務部企画課長 環境省水・大気環境局大気環境課長 環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長
オブザーバー	福島県企画調整部文化スポーツ局長 埼玉県県民生活部スポーツ局長 千葉県総合企画部東京オリンピック・パラリンピック担当部長 東京都環境局都市エネルギー推進担当部長 東京都オリンピック・パラリンピック準備局事業推進担当部長 神奈川県スポーツ局オリンピック・パラリンピック担当部長 静岡県文化・観光部スポーツ局長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 スポーツ局スポーツ企画部長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 大会準備運営第一局運営戦略企画部長

3. ワーキンググループの庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループの開催について」 新旧対照表

改正後	現行
1. (略)	1. (略)
<p>2. (略)</p> <p>構成員 観光庁参事官</p> <p>オブザーバー <u>福島県企画調整部文化スポーツ局長</u></p> <p><u>千葉県総合企画部東京オリンピック・パラリンピック担当部長</u></p> <p>神奈川県<u>スポーツ局</u>オリンピック・パラリンピック担当部長</p> <p><u>静岡県文化・観光部スポーツ局長</u></p> <p>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会<u>スポーツ局スポーツ企画部長</u></p> <p>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会大会準備運営第一局<u>運営戦略企画部長</u></p>	<p>2. (略)</p> <p>構成員 観光庁参事官 <u>(国際会議等担当)</u></p> <p>オブザーバー (一)</p> <p>千葉県総合企画部長</p> <p>神奈川県オリンピック・パラリンピック担当部長</p> <p>(一)</p> <p>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会<u>国際渉外・スポーツ局スポーツ準備運営部長</u></p> <p>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会大会準備運営第一局<u>大会計画部長</u></p>
3. (略)	3. (略)
4. (略)	4. (略)